

商品取引清算機関の監督の基本的な指針

平成26年11月

農林水産省食料産業局商品取引グループ
経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課

商品取引清算機関の監督の基本的な指針

I. 基本的考え方

- I－1 清算機関の監督に関する基本的な考え方 1
 - I－1－1 清算機関の監督の目的と監督部局の役割 1
 - I－1－2 清算機関の監督に当たっての基本的考え方 2
- I－2 監督指針策定の趣旨 2

II. 清算機関の監督に係る事務処理上の留意点

- II－1 一般的な事務処理等 3
 - II－1－1 一般的な監督事務 3
 - II－1－2 農林水産省と経済産業省の相互連携 4
 - II－1－3 海外当局との連携 4
- II－2 行政指導等を行う際の留意点 4
 - II－2－1 行政指導を行う際の留意点 4
 - II－2－2 面談等を行う際の留意点 7
- II－3 行政処分を行う際の留意点 7
 - II－3－1 検査結果等への対応 7
 - II－3－2 法の規定に基づく行政処分
(業務改善命令、業務停止命令等) 8
 - II－3－3 標準処理期間 10
 - II－3－4 業務改善命令の履行状況の報告義務の解除 10
 - II－3－5 行政手続法等との関係 10
 - II－3－6 意見交換 11
 - II－3－7 海外当局への連絡 11
 - II－3－8 不利益処分の公表に関する考え方 11

III. 監督上の評価項目と諸手続

- III－1 経営管理（ガバナンス） 11
 - III－1－1 経営管理体制 11
 - III－1－2 清算機関の役員 14
 - III－1－3 人的構成 15
- III－2 財務の健全性 16
 - III－2－1 資本の充実 16
 - III－2－2 包括的なリスク管理の体制 17

Ⅲ－２－３	信用リスク管理	・ ・ ・ ・ ・	18
Ⅲ－２－４	流動性リスク管理	・ ・ ・ ・ ・	20
Ⅲ－２－５	証拠金制度	・ ・ ・ ・ ・	21
Ⅲ－２－６	担保制度	・ ・ ・ ・ ・	22
Ⅲ－２－７	監督手法・対応	・ ・ ・ ・ ・	23
Ⅲ－３	業務の適切性	・ ・ ・ ・ ・	23
Ⅲ－３－１	法令等遵守	・ ・ ・ ・ ・	23
Ⅲ－３－１－１	法令等遵守を確保するための措置	・ ・ ・ ・ ・	23
Ⅲ－３－１－２	公正な参加要件等	・ ・ ・ ・ ・	24
Ⅲ－３－１－３	反社会的勢力による被害の防止	・ ・ ・ ・ ・	25
Ⅲ－３－２	業務継続体制	・ ・ ・ ・ ・	28
Ⅲ－３－３	事務リスク管理	・ ・ ・ ・ ・	29
Ⅲ－３－４	システムリスク管理	・ ・ ・ ・ ・	29
Ⅲ－３－５	参加者の破綻等への対応手続	・ ・ ・ ・ ・	33
Ⅲ－３－６	担保等の管理等	・ ・ ・ ・ ・	34
Ⅲ－３－７	参加者の階層構造等に係る留意点	・ ・ ・ ・ ・	35
Ⅲ－３－８	情報開示の適切性	・ ・ ・ ・ ・	36
Ⅲ－４	諸手続	・ ・ ・ ・ ・	37
Ⅲ－４－１	業務方法書認可に係る留意点	・ ・ ・ ・ ・	37
Ⅲ－４－２	兼業承認に係る留意点	・ ・ ・ ・ ・	38

I. 基本的考え方

I-1 清算機関の監督に関する基本的考え方

I-1-1 清算機関の監督の目的と監督部局の役割

商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第18項に定める商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」という。）は、法第167条の規定に基づく許可又は法第173条第1項に基づく承認を得て、商品市場における取引に基づく債務引受業（以下「商品取引債務引受業」という。）及び店頭商品デリバティブ取引に基づく債務引受業並びにこれらに附帯する業務並びに商品取引債務引受業に関連する業務（法第167条に基づき許可された清算機関に限る。）を行うものである。

清算機関において、取引成立後の債務の引受けが行われることで、参加者等は効果的・効率的に業務を遂行し、また、商品市場における取引及び店頭商品デリバティブ取引（以下「商品デリバティブ取引」という。）に係るリスクを削減することが可能となる。一方で、一度、清算機関の業務に問題が発生した場合には、参加者等は、集中化された債務引受けの処理に係る重大なリスクに直面する可能性がある。また、多数の当事者と多量・多額の取引等を行う清算機関の健全性等に対する信頼が損なわれた場合には、商品市場等に不測の混乱を招きかねない。

このため、清算機関において、清算業務が的確に遂行され、適切なリスク管理が行われることは、清算機関に対する信頼を確保し、ひいてはわが国商品市場等における取引の安定を確保する観点から重要である。

清算機関の監督の目的は、こうした清算機関の業務の健全かつ適切な運営を確保し、もって、わが国の商品市場の機能の安定の確保及び委託者等の保護に資することにある。

清算機関に対しては、法において、報告徴収及び立入検査（法第184条）、業務改善命令（法第185条）、監督上の処分（法第186条）が規定され、その権限は、II-1-2に規定する清算機関に係る主務大臣の区別に応じて、農林水産省、経済産業省又は農林水産省及び経済産業省（以下「監督当局」という。）の業務に属し、日々の監督、監視の業務が行われている。

監督当局の役割は、継続的な情報の収集・分析を通じて、清算機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、改善のための働きかけを行っていくことである。具体的には、清算機関との定期的・継続的な意見交換等や、清算機関から提供された各種の情報の蓄積及び分析を通じ、問題を早期に発見し、改善を促していくことが重要な役割といえる。

I－1－2 清算機関の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえ、清算機関の監督に当たっては、「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い清算機関の監督を実現することが重要であり、その基本的考え方は、次のとおりである。

(1) 清算機関との十分な意思疎通の確保

清算機関の監督に当たっては、清算機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。

このため、監督当局においては、日頃から十分な意思疎通を図ることを通じて積極的に情報収集する必要がある。具体的には、清算機関との定期的な意見交換等を通じて、清算機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(2) 清算機関の自主的な努力の尊重

監督当局は、清算機関が法令等に基づき自ら行う一連の機能の提供状況や、自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。清算機関の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、清算機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(3) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び清算機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、清算機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督上必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図る等、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

I－2 監督指針策定の趣旨

先般の金融危機の教訓等を踏まえ、清算機関等に係る国際的な規制環境は大きく変化してきており、国際決済銀行（B I S）・支払決済システム委員会（C P S S）と証券監督者国際機構（I O S C O）において、既存の清算機関等に関する国際基準の包括的な見直しが行われ、「金融市場インフラのための原則」が策定・公表される等、清算機関等に係る国際的な規制環境が大きく変化して

いる。

国内でも、平成24年8月の産業構造審議会商品先物取引分科会報告書において、「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、清算機関は、リスク管理機能の一層の強化に取り組むとともに、財務基盤の一層の強化に取り組むべきである旨、今後の課題を指摘している。

このような状況の下、新たな国際基準も踏まえつつ、清算機関に対する監督上の着眼点と監督手法等を明確化し、日常の監督事務を効果的に遂行し、もって清算機関における一層的確な業務運営の確保を図るため、本監督指針を策定することとした。

本監督指針は、清算機関の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てについて、清算機関に一律適用することが求められているものではない。

したがって、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行等の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、公益又は委託者保護等の観点からは必ずしも十分とはいえない場合もあることに留意する必要がある。

なお、商品取引所が主務大臣の承認（法第173条第1項）を得て行うことができる商品取引債務引受業等についても、清算機関と同一の規制に服し、本監督指針の対象となる。

以上を踏まえ、監督当局は、本監督指針に基づき、清算機関の監督事務を実施する。

Ⅱ．清算機関の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅱ－１ 一般的な事務処理等

Ⅱ－１－１ 一般的な監督事務

（１）定期的なヒアリング

オフサイトモニタリングの一環として、清算機関に対し、財務状況、経営計画及び業務展開方針、リスク管理状況等について定期的なヒアリングを実施する。

また、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて、随時リスク管理の状況についてヒアリングを実施する。

（２）随時のヒアリング

清算機関の業績や戦略の変化、又は制度を取り巻く環境の変化、業務の健全かつ適切な運営に影響を及ぼしかねない事象の発生等、監督上の必要が認められる場合には、オフサイトモニタリングの一環として、随時ヒアリングを実施する。

また、清算機関の在り方については、清算機関が遵守すべき国際的な原則として、「金融市場インフラのための原則」が策定されていることも踏まえ、必要に応じ、清算機関の同原則への対応状況等についても、ヒアリングを実施する。

Ⅱ－１－２ 農林水産省と経済産業省の相互連携

清算機関に係る主務大臣は、法第３５４条に規定されており、農林水産省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う清算機関については農林水産省、経済産業省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う清算機関については経済産業省、農林水産省関連商品市場及び経済産業省関係商品市場の双方に係る商品取引債務引受業を行う清算機関については、農林水産省及び経済産業省の共管となっている。

このことを踏まえ、清算機関に行政処分を行おうとする場合、その他監督上適切と認められる場合には、農林水産省と経済産業省との間において、必要に応じ情報共有・意見交換を行う等、密接な連携を図ることとする。

Ⅱ－１－３ 海外当局との連携

商品デリバティブ取引の国際化の進展に伴い、海外から直接又は間接的に国内商品デリバティブ取引に参加する動きがみられ、これに伴い、清算機関についても国際的な活動を行う等の動きがみられるところである。これを踏まえ、監督上適切と認められる場合には、必要に応じて、海外監督当局等との間で情報共有・意見交換を行う等、密接な連携を図ることとする。

Ⅱ－２ 行政指導等を行う際の留意点

Ⅱ－２－１ 行政指導等を行う際の留意点

清算機関に対して、行政指導等（行政指導等には行政手続法第２条第６号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

（１）一般原則（行政手続法第３２条）

- ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されて

いるか。例えば、以下の点に留意する。

ア. 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。

イ. 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

ア. 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表すること、公表することにより経済的な損失を与える等、相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。

イ. 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

(2) 申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続することにより、当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

③ 例えば、以下の点に留意する。

ア. 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

イ. 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

ウ. 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第34条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合であるにもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。
- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示する等、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

（４）行政指導の方式（行政手続法第３５条）

- ① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

ア. 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

イ. 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ウ. 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

エ. 個別の法律に根拠を有しない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第３５条第３項各号に該当する場合を除く。）。

例えば、以下の点に留意する。

ア. 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。

イ. 書面交付を拒み得る「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合等、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ウ. 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

Ⅱ－２－２ 面談等を行う際の留意点

職員が、清算機関の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール等によるやり取りをいう。以下同じ。）を行う際には、下記の事項に留意する。

- （１）面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- （２）面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- （３）面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- （４）面談等の内容、結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容、結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- （５）面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要がある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅱ－３ 行政処分を行う際の留意点

Ⅱ－３－１ 検査結果等への対応

（１）検査結果への対応

監督当局が実施した清算機関に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。

- ① 検査報告書において指摘のあった法令に抵触する行為、その他清算機関の業務の運営又は財産の状況、公益又は委託者保護の観点から問題のある行為又は状況及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合について、必要かつ適当と認められるときは、清算機関に対し、当該検査報告書で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策及びその他の事項を取りまとめた報告書を原則１か月以内（必要に応じ、項目ごとに設定する。）に提出することを、法第１８４条第１項の規定に基づき命ずるものとする。

また、システムの変更等を予定している清算機関において、システム変更に係るリスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められるときは、当該システムの変更等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等についても、報告書の提出を命ずるものとする。

- ② 報告書が提出される段階においては、必要に応じて清算機関から十分なヒ

アリングを行うこととする。

- ③ 報告書に記載された改善・対応策の実施や、指摘事項の改善について、一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めるものとする。

(2) オフサイトモニタリング等に基づく報告徴収

- ① オフサイトモニタリング等を通じて、清算機関の経営管理態勢、リスク管理態勢、法令等遵守態勢等に問題があると認められる場合においては、法第184条第1項の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策及びその他必要と認められる事項について報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、法第184条第1項の規定に基づき、追加報告を求めることとする。
- ③ 上記報告を検証した結果、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、清算機関の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、十分なヒアリング等を通じて、報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ④ さらに、必要があれば、法第184条第1項の規定に基づき、定期的な報告を求め、フォローアップを行うこととする。

Ⅱ-3-2 法の規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）

法第184条第1項の規定に基づく清算機関からの報告や立入検査の内容について、本監督指針に掲げた評価項目等に照らして総合的に検証した結果、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題が認められる場合、以下（1）から（3）までに掲げる要素を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、

- ・改善に向けた取組を清算機関の自主性に委ねることが適当かどうか。
- ・改善に相当の取組を要し、一定期間、業務改善に専念・集中させる必要があるか。
- ・業務を継続させることが適当かどうか。

等の点について検討を行い、行政処分の内容を決定することとする。

(1) 当該行為の重大性・悪質性

① 公益侵害の程度

例えば、業務方法書等に定められたリスク管理手続の主要な部分の実施を怠ることにより、商品市場等に対する信頼性を損なう等公益を著しく侵害してい

ないか。

② 委託者や市場参加者の被害の程度

広範囲にわたって多数の委託者や市場参加者が被害を受けたかどうか。個々の委託者や市場参加者が受けた被害がどの程度深刻か。

③ 行為自体の悪質性

例えば、委託者や市場参加者から継続的に多数の苦情を受けているにもかかわらず、対応を怠り続ける等、行為が悪質であったか。

④ 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたか、短期間のものだったか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたものか、過失によるものか。

⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたものか。さらに、役員の関与があったのか。

⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

⑧ 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

(2) 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

① 役員の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。

② 内部監査部門の体制は十分か、また、適切に機能しているか。

③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また、適切に機能しているか。

④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分に
なされているか。

(3) 軽減事由

行政による対応に先行して自主的に事態の改善に向けた所要の対応に取り組んでいる等といった軽減事由があるか。

Ⅱ－３－３ 標準処理期間

上記Ⅱ－３－２の行政処分をしようとする場合には、立入検査結果の報告や報告徴収を行った場合の報告書を受理したときから原則２か月以内を目途に行うものとする。

（注１）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

ア．複数回にわたって、法律の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

イ．提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該訂正、資料の追加提出等が行われたときを指すものとする。

（注２）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間に含まない。

（注３）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

Ⅱ－３－４ 業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく清算機関の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該清算機関の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとする。

なお、業務改善命令を発出している清算機関に対して、当該清算機関の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅱ－３－５ 行政手続法等との関係

（１）行政手続法との関係

業務改善命令又は業務停止命令の発出、許可の取消し等の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第１３条第１項の規定に基づき、不利益処分の区分に応じて、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないことに留意する（なお、法の規定において聴聞等を行わねばならないとされている場合には、当該規定に基づき聴聞等を行う。）。また、行政手続法第１４条第１項の規定に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。

（２）行政不服審査法との関係

報告徴収命令、業務改善命令又は業務停止命令の発出、許可の取消し等の処

分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

（3）行政事件訴訟法との関係

報告徴収命令、業務改善命令又は業務停止命令の発出、許可の取消し等の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条第1項の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅱ－3－6 意見交換

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、清算機関からの求めに応じ、監督当局と清算機関との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性についての認識の共有を図ることが有益である。

Ⅱ－3－7 海外当局への連絡

報告徴収命令、業務改善命令又は業務停止命令の発出、許可の取消し等の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じ、Ⅱ－1－3のとおり、海外監督当局への連絡を行う。

Ⅱ－3－8 不利益処分の公表に関する考え方

許可の取消し等の不利益処分を行った場合には、清算機関が行う一連の機能の高い公共性に鑑み、また、他の清算機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、市場に大きな混乱が生ずるおそれのある場合を除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等の公表を行う。

Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続

Ⅲ－1 経営管理（ガバナンス）

Ⅲ－1－1 経営管理体制

（1）意義

清算機関の業務が複雑化し、より一層適切なリスク管理等が求められる中で、清算機関の業務の的確な運営と経営の健全性を確保し、もって商品市場等の安定を確保するためには、清算機関において経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求

められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

（２）主な着眼点

① 代表取締役

- ア. 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- イ. 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

② 取締役・取締役会

- ア. 取締役は、業務執行に当たる代表取締役等の独断専行をけん制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- イ. 社外取締役が選任されている場合には、社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。
また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、清算機関との人的関係、資本的関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを構築しているか。
- ウ. 取締役会は、法令等遵守や信用リスク管理等に関する妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。
- エ. 取締役会は、清算機関が目指すべき全体像に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じて見直しを行っているか。
- オ. 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取り組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- カ. 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

キ. 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行う等、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

③ 監査役・監査役会

- ア. 監査役・監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- イ. 監査役・監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ウ. 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。
- エ. 監査役・監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受ける等して、自らの監査の実効性の確保に努めているか。

④ 内部監査部門

- ア. 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能力を有し、清算機関を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- イ. 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・内容に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ウ. 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

⑤ 外部監査の活用

- ア. 実効性ある外部監査が、清算機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。
- イ. 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ウ. 関与している公認会計士の監査継続年数等が適切に取り扱われているか。

(3) 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証することとする。

① ヒアリング

経営上の課題、経営戦略及びその諸々のリスク、ガバナンスの状況等に関し、ヒアリングを行うこととする。

② 日常の監督事務を通じた経営管理の検証

上記のヒアリングに加え、例えば、立入検査における指摘事項に対する業務改善報告のフォローアップ等の日常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

③ モニタリング結果の記録

上記モニタリング結果を踏まえ、特記すべき事項については、必要に応じてその記録を作成・保存することにより、その後の監督事務における有効な活用を図ることとする。

④ 監督手法・対応

清算機関において、経営管理の有効性に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、十分なヒアリングや、必要に応じて法第184条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、その必要の限度において法第185条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ—１—２ 清算機関の役員

(１) 主な着眼点

清算機関の役員の選任議案の決定プロセス等においては、商品取引債務引受業の公共性を維持するとの観点から、以下の点に留意して検証する。

① 欠格事由（法第15条第2項第1号イからルまで）のいずれかに該当するか又は商品取引債務引受業の許可、承認若しくは変更の届出時において既に該当していた者でないこと。

② 法又は法に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。

③ 商品取引債務引受業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

(２) 監督手法・対応

清算機関の役員が、①不正の手段により清算機関の役員になった者であることが判明したとき、②法又は法に基づく命令若しくは処分に違反したとき又は違反したことが判明したときは、法第186条第4項の規定に基づく当該役員の解任命令等の処分を検討する。

あわせて、当該役員又は委員の選任プロセス等について十分なヒアリングを

行い、必要な場合には法第 184 条第 1 項の規定に基づく報告を求め、さらに、当該清算機関の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、その必要の限度において法第 185 条の規定に基づく業務改善命令の処分を検討する。

Ⅲ－１－３ 人的構成

（１）主な着眼点

清算機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

- ① 法及び関連諸規則や本監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行に必要となる法令等遵守態勢及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保しているか。
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないか（過去に暴力団員であった場合を含む。）、又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する者ではないか。
- ③ 法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ⑤ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。

（２）監督手法・対応

上記①から⑤までに掲げる要素は、清算機関が商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成を有していると認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直

ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは清算機関自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、清算機関の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、清算機関の業務の運営に関し、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、当該人的構成に関する清算機関の認識及び役員又は使用人の選任プロセス等について十分なヒアリングを行い、必要な場合には法第184条第1項の規定に基づく報告を求める。報告徴収の結果、清算機関の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、その必要の限度において法第185条の規定に基づく業務改善命令の処分を検討する。

Ⅲ－２ 財務の健全性

Ⅲ－２－１ 資本の充実

（１）意義

清算機関が、信用・流動性リスク等に係る適切なリスク管理体制を整備しつつ、経営の態様に応じた十分な財務基盤を保有することは、清算機関に対する参加者等・市場関係者の信頼を確保し、清算機関が継続的・安定的に業務運営を行う上で重要である。

このため、清算機関においては、各種のリスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産を保持すべきである。また、リスク特性に照らした資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、十分な資本を維持するための適切な方策を講じる必要がある。

（２）主な着眼点

① 取締役・取締役会

- ア. 取締役は、自社が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な資本の水準との関係について理解しているか。
- イ. 取締役及び取締役会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、自社の経営課題を踏まえた適切な資本計画を策定しているか。
- ウ. 取締役は、上記資本計画の策定、資本の充実の程度を評価するプロセス及び十分な資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に関与しているか。

② 資本の充実の評価

- ア. 上記資本計画の策定に当たっては、事業環境の変化等を踏まえて行われる包括的なリスク管理において計測したリスクとの対比において充実したものとなっているかについて、評価が行われているか。
- イ. 純資産の額等、営業上のリスクに備えて保有すべき金額については、信用リスク、流動性リスク等の参加者の決済不履行又は破綻（以下「破綻等」という。）に備えることを目的に手当てしている財源を控除した上で、少なくとも減価償却費を控除した営業費用の６月分に相当する額を確保することとし、また、当該金額が自社の業務の継続を確実なものとする観点から十分な水準にあるかを検証しているか。
- ウ. 自己資本についても、例えば、現金・現金等価物を中心とする等によりストレスシナリオ下で容易に流動化することできるか等、適切な検証を行っているか。
- エ. 仮に資本の水準が自社の業務の継続を不確実なものとする水準に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を有しているか。

Ⅲ－２－２ 包括的なリスク管理の体制

（１）意義

商品デリバティブ取引終了後の処理を集中的に行う清算機関は、信用リスク、流動性リスク等にとどまらず、システムリスク、事務リスク等の多様なリスクに直面している。清算機関においては、これらのリスクが自らの財務の健全性に影響を与えることがないかを包括的に確認し、適切なリスク管理体制を整備していくことが求められる。

また、清算参加者である金融機関等が、清算機関に資金決済機能や流動性供給機能を果たすこととされている場合には、当該金融機関等が清算機関の健全性に及ぼす影響は上記信用リスクの顕在化等にとどまらないことを踏まえ、清算機関においては、当該金融機関等との間でのリスクを包括的に特定することが重要である。

（２）主な着眼点

- ① 多様なリスクを包括的に把握するため、全てのリスクを洗い出し、特定した上で、可能な場合には計量的なリスク管理の対象として、リスクカテゴリーを適切に決定しているか。
- ② 必要に応じて、計量化の範囲及び精度を向上させるための検討を行っているか。

例えば、異なる種類のリスクの重要性や相関等について、適切性を確保すべく検討を行っているか。

- ③ 取締役会は、清算機関全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、定期的に検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。加えて、取締役会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。
- ④ 取締役会は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行う等、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑤ 資金決済機能を金融機関に委ねる場合には、当該資金決済金融機関の信用力、資本、流動資産等の状況を適時に把握し、当該資金決済銀行に対して過度に信用・流動性リスクを集中させていないか等の観点から、リスク管理の包括的な検証・管理を行うこととしているか。

Ⅲ－２－３ 信用リスク管理

（１）意義

清算機関は、支払・清算の過程において、清算参加者、決済銀行等の取引関係者の財務状況悪化や決済不履行等により損失を被るリスクを負っている。特に、参加者が破綻した場合等には、参加者間の急速な信用収縮等が商品市場等に深刻な混乱を引き起こす可能性が存在する。

このため、清算機関は、参加者に対する信用エクスポージャーを的確に管理し、証拠金制度その他の制度・手法を組み合わせ、参加者の決済不履行等から生じる潜在的な損失を制限し、自ら及び他の参加者の損失を極小化するよう努める必要がある。

（２）主な着眼点

- ① 清算機関は、参加者に対する信用エクスポージャー等、自社の行う清算業務の過程で生じる信用リスクを管理するための方針を定めているか。
- ② 清算機関は、信用リスクの源泉を特定し、信用リスク量を定期的に計測し、信用リスクを管理するための方針の遵守状況を把握し、必要に応じ、リスク量の削減等の措置を講じることとしているか。
- ③ 信用リスクを管理するための方針の策定に当たっては、必要に応じ、参加者その他の外部有識者を活用する等、当該方針の妥当性等を確保するための措置を講じているか。また、その作成後も、外部環境の変化等に応じ定期的に、少なくとも年次で、その妥当性等を検証し、必要に応じ見直しを行うこととしているか。

- ④ 清算機関は、証拠金等の事前拠出型の財務資源を用いて、各参加者に対する信用エクスポージャーを高い信頼水準でカバーしているか。具体的には、Ⅲ－２－５にある証拠金制度を実施すること等により、必要な事前拠出型の財務資源を確保することとしているか。
- ⑤ また、極端であるが現実には起こり得る市場環境を念頭におき、事前拠出型の財務資源に限らない追加的な財務資源も含めて、以下のいずれかのストレスシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。
- ア. 最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある２先の参加者（単体ベース）^{（注１）}の破綻
- イ. 最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある１先の参加者（連結ベース）^{（注２）}の破綻
- 特に、複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある２先の参加者（連結ベース）^{（注２）}の破綻等、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。
- （注１）当該参加者の関係会社等（当該参加者の子会社及び関連会社並びに当該参加者の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社のことを指す。）を含まないで算出された額をいう。
- （注２）当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう。
- ⑥ 上記の必要財務資源について、以下の点に留意しつつ、厳格なストレステスト等により、その十分性を定期的に検証しているか。
- ア. ストレステストの実施に当たっては、価格ボラティリティの変化等の市場要因の変化、複数参加者の破綻、参加者の破綻時の市場の逼迫等、極端であるが現実には起こり得る市場環境を様々に想定した先行きを見据えたシナリオを含め実施することとしているか。
- イ. リスク管理の方針に則り、事前に決定されたシナリオ、モデル、パラメータ等を用いて、ストレステスト及びバックテストを日次で実施しているか。当該テストの結果を、内部の適切な意思決定者に報告し、財務資源の十分性を評価し、必要に応じ追加資源を確保するための明確な手続を策定しているか。
- ウ. 採用しているシナリオ、モデル、パラメータ等の適切性につき、少なくとも月次で、詳細な分析を行っているか。また、市場のボラティリティ上昇、流動性低下、参加者のポジションの規模・集中度の著しい増大等により必要と認められる場合に、シナリオ等の分析をより頻繁に行うこととしているか。
- エ. また、少なくとも年次で、上記リスクを管理するための方針の検証と併せて、リスク管理モデル全般について、全面的な検証及び必要に応じた修正を

行うこととしているか。

Ⅲ－２－４ 流動性リスク管理

（１）意義

取引相手が将来いずれかの時点で債務を履行し得る場合にも、これらの者が限られた期日どおりに決済できない場合には、清算機関に当該債務の不履行による損失が生じることとなる（流動性リスク）。

こうした場合には、清算機関が自らの流動的な資産によって当該債務不履行等に係る資金不足をカバーし、決済を完了する必要があるため、清算機関において、流動性リスクの把握とこれに応じた流動的な資産の確保等により、流動性リスクを的確に管理することが求められる。

（２）主な着眼点

① 清算機関は、自社の行う清算業務の過程で生じる流動性リスクを管理するための方針を定めているか。また、決済及び資金調達フローを継続的・適時に監視するために実効性のある運用方法や分析手段を有しているか。

② 清算機関は、極端であるが現実に関起り得る市場環境を念頭におき、以下のいずれかのストレスシナリオを十分にカバーするだけの流動的資源を有しているか。

ア. 最大の流動資源を必要とする２先の参加者（単体ベース）^{（注１）}の破綻

イ. 最大の流動資源を必要とする１先の参加者（連結ベース）^{（注２）}の破綻

特に、複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の必要流動資源を必要とする可能性がある２先の参加者（連結ベース）^{（注２）}の破綻等、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの流動的な資産を保持しているか。

（注１）当該参加者の関係会社等を含まないで算出された額をいう。

（注２）当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう。

③ 流動的な資産を、金融機関への預金、資金調達に係る事前の取決め等により、危機時においても直ちに利用でき、現金化できるものに限ることとしているか。

④ 流動的な資産の供給主体についても、当該主体が自らの資金流動性リスクを的確に管理する体制を整備していること等、事前の取決めに基づき流動性を供給できる能力を有していることを、十分に確認しているか。

⑤ 上記の流動性財務資源について、以下の点に留意しつつ、厳格なストレステスト等により、その十分性を定期的に検証しているか。

ア. ストレステストの実施に当たっては、価格ボラティリティの変化等の市場

要因の変化、複数参加者の破綻、参加者の破綻時の市場の逼迫等、極端であるが現実に関起り得る市場環境を様々に想定した先行きを見据えたシナリオを含め実施することとしているか。

- イ. リスク管理の方針に則り、事前に決定されたシナリオ、モデル、パラメータ等を用いて、ストレステストを日次で実施しているか。当該テストの結果を、内部の適切な意思決定者に報告し、流動性資源の十分性を評価し、必要に応じ追加資源を確保するための明確な手続を策定しているか。
- ウ. 採用しているシナリオ、モデル、パラメータ等の適切性につき、少なくとも月次で、詳細な分析を行っているか。また、市場のボラティリティ上昇、流動性低下、参加者のポジションの規模・集中度の著しい増大等により必要と認められる場合に、シナリオ等の分析をより頻繁に行うこととしているか。
- エ. また、少なくとも年次で、上記リスクを管理するための方針の検証と併せて、リスク管理モデル全般について、全面的な検証及び、必要に応じ修正を行うこととしているか。

Ⅲ－２－５ 証拠金制度

（１）意義

証拠金とは、変動証拠金と当初証拠金の適切な組合せ等により、市場価格の変動等により生じる日々のエクスポージャーのほか、参加者の破綻等による急速なポジション変動に備えるものである。

実効性のある証拠金制度は、清算機関の信用・流動性リスク管理において重要な役割を果たすものであり、清算機関は、参加者の破綻等のストレス時の市場環境も考慮した上で、清算の対象となる商品のリスク特性等を踏まえた証拠金水準を算出する証拠金制度を整備し、検証することが求められる。

（２）主な着眼点

- ① 清算機関は、清算の対象となる商品のリスク特性等を踏まえた証拠金水準を算出する証拠金制度を備えているか。
- ② 証拠金制度の整備・見直しに当たっては、必要に応じ、参加者その他の外部有識者を活用する等、制度の妥当性を確保するための措置を講じているか。
- ③ 証拠金を適切に算出するため、最新のデータが入手できる体制が整備されているか。また、市場特性等により外部からの客観的な価格情報を入手することが困難な場合には、価格を合理的に評価・決定するための方針を予め定めているか。
- ④ 当初証拠金の算出に当たっては、商品のリスク特性等に応じ、適切なシナリオ、モデル、パラメータ等を採用しているか。特に、モデルで想定される

流動化期間については少なくとも1日を確保し、また、当該期間が金融商品のリスク特性等を踏まえた保守的なものとなっているか等について検証しているか。また、市場変動のパラメータに過去データを用いる場合には、算出に用いる過去データのサンプル期間は、過去の市場変動等に照らし十分なものとなっているか。

- ⑤ 算出された当初証拠金が、想定損失額の分布の少なくとも片側99%信頼水準をカバーするものとなる等、十分な水準にあることを確認しているか。
(注) ポートフォリオベースで証拠金を算出する場合には、ポートフォリオごとの将来エクスポージャーの分布につき、ポートフォリオ内でリスクの相殺を認め、証拠金を減算することに十分な合理性があるかに留意しつつ、想定損失額の少なくとも片側99%信頼水準をカバーするものとなる等、十分な水準にあることを確認しているか。
- ⑥ 変動証拠金の算出に当たっては、頻繁に、少なくとも日次で、参加者のポジションを値洗いし、変動証拠金の授受を行うこととしているか。また、必要な場合に清算参加者に当日中に追加資金を預託させる権限を有し、これを行うための体制を整備しているか。
- ⑦ 証拠金算出のモデル等につき、リスク管理の方針に則り、少なくとも、日次でのバックテストの実施、月次での証拠金算出モデルの実績等の分析、並びに、年次でのモデルの全般的な検証及び必要に応じた修正を行うこととしているか。また、上記の年次での検証及び必要に応じた修正については、Ⅲ－2－2の包括的なリスク管理体制の検証と整合的に行うこととしているか。

Ⅲ－2－6 担保制度

(1) 意義

担保は、清算機関の信用エクスポージャーを保全して清算機関が抱える信用リスクを削減するのみならず、参加者に対しても、リスク管理のインセンティブを与える意義がある。一方で、担保の清算価値は、市場環境に応じて変化するものであり、参加者の破綻等のストレス下においては、市場価格・流動性が急激に減少することもあると考えられる。

このため、清算機関は、ストレス下において担保の清算価値が保全対象額以上となるよう担保価値に対して慎重な掛目を適用し、また、ストレス下において担保を実際に処分することのできるよう、体制の整備を図る必要がある。

(2) 主な着眼点

- ① 一般に、担保として受け入れる資産を、信用リスク・流動性リスクの低いものに限定しているか。

- ② 清算機関は、担保価値の慎重な評価手法を確立した上で担保掛目の設定を行っているか。また、担保掛目は、定期的に検証され、かつ、ストレス時の市場環境を考慮したものとなっているか。
- ③ 清算機関は、担保をプロシクリカルに調整する必要性を抑制するため、ストレス下の市場環境を含めて掛目を算出し、実行可能な範囲でできる限り慎重に、安定的・保守的な掛目を設定しているか。
- ④ 清算機関は、担保として特定の資産を集中的に保有することとならないような措置を講じているか。
- ⑤ 外国の担保を受け入れる清算機関は、その利用に伴うリスクを軽減し、担保処分を適時に行えることとしているか。

Ⅲ－２－７ 監督手法・対応

清算機関の財務の健全性やリスク管理体制の状況に問題が認められる場合には、原因及び改善策について十分なヒアリングを実施し、必要に応じて法第１８４条第１項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。さらに、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、その必要の限度において法第１８５条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

Ⅲ－３ 業務の適切性

Ⅲ－３－１ 法令等遵守

Ⅲ－３－１－１ 法令等遵守を確保するための措置

（１）法令等遵守に関する方針及び手続等に係る留意点

- ① 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針、更に具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等を策定しているか。
- ② 法令等遵守責任者の権限と責任を明確にし、その機能が十分に発揮される態勢となっているか。
- ③ 法令等遵守関連の情報が、清算業務を行う部門、法令等遵守責任者及び経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。

（２）内部通報制度に係る留意点

- ① 内部通報制度の担当部署や処理手続を明確に定め、迅速かつ適切に処理・対応が行われる態勢となっているか。
- ② 内部通報の内容について、必要かつ適切な範囲内で情報共有が図られる態勢となっているか。

- ③ 内部通報への対応状況について、適切にフォローアップが行われる態勢となっているか。
- ④ 内部通報の内容及びその調査結果は、正確かつ適切に記録・保存されるとともに、業務管理体制の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

Ⅲ－３－１－２ 公正な参加要件等

（１）意義

商品デリバティブ取引における処理等を集中的に行うことで、市場参加者の安定的・効率的な業務運営に資するという清算機関の役割を踏まえれば、清算機関のサービスは、参加者や他の清算機関等に対して公正で開かれたものであるべきである。

同時に、清算機関は自らの財務の健全性を確保し、安定的に清算業務を提供するため、リスクに関連する合理的な参加要件を定め、参加者が清算機関にもたらすリスクを管理することが求められる。

（２）主な着眼点

- ① 清算機関は、参加者に対して、リスクに関連する合理的な参加要件を設定しているか。
- ② 当該参加要件は、清算対象業務の市場等において、清算業務を安定的に提供する等の観点から公正なものであるかについて検証を行い、当該検証を踏まえた参加要件を公表することとしているか。
- ③ 清算機関は、清算業務で提供を受けた情報の他のサービスへの利用、清算業務に付随するサービスの契約締結等において、自らの地位を濫用することとなっていないか。
- ④ 清算機関は、参加者から適時に財務状況等の報告を受ける等、参加要件の遵守状況のモニタリングを継続的に行っているか。また、参加要件を満たさなくなった参加者について、清算参加の停止や退出を円滑に行うための明確な手続を設け、これを公表しているか。

（３）監督手法・対応

参加要件と遵守状況のモニタリングについて問題が認められる場合には、原因及び改善策について十分なヒアリングを実施し、必要に応じて法第１８４条第１項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。さらに、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、その必要の限度において法第１８５条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

Ⅲ－３－１－３ 反社会的勢力による被害の防止

(１) 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、高い公共性を有し、経済的に重要な機能を営む清算機関においては、清算機関自身や役職員のみならず、商品市場等に参加する様々な関係者が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を商品市場等から排除していくことが求められる。

もとより清算機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、清算機関においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成１９年６月１９日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素から、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例もみられる。

こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応や具体的な対応が必要である。

なお、従業員の安全が脅かされる等、不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって清算機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(２) 主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

① 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、清算機関単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

② 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

- ア. 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努めているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該清算機関における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。
- イ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。
- ウ. 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

③ 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が参加者・取引先となることを防止しているか。

④ 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

⑤ 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

- ア. 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与の下で

対応を行うこととしているか。

イ. 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。

ウ. 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り回収を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。

エ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

⑥ 反社会的勢力による不当要求への対処

ア. 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

イ. 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

ウ. 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。

エ. 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

⑦ 株主情報の管理

定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。

(3) 監督手法・対応

検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された清算機関の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢につき問題が認められる場合には、十分なヒアリングを行うことや、必要に応じて法第184条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、清算機関における自主的な改善状況を把握する。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られない等、内部管理態勢が極めて脆弱であり、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、その必要の限度において法第185条の規

定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

Ⅲ－３－２ 業務継続体制

（１）意義

清算機関は、商品デリバティブ取引の債務を集中的に引き受け、多額の取引の決済を行うものであり、テロ、大規模災害等の危機発生時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、適切な業務継続計画の策定が求められる。

（２）主な着眼点

- ① 平時から、何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努めるよう、定期的な点検・訓練を行う等、未然防止に向けた取組に努めているか。
- ② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画の危機時における対応方針を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。
- ③ 業務継続計画等は、不可欠な情報システムは停止から２時間以内に再開することを、また、障害のあった当日中に決済を完了できることを、目標としたものとなっているか。
- ④ 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに監督当局への報告を行なうとともに、清算機関内部の関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。
- ⑤ 危機に備えた安全対策として、地理的な要因も勘案しつつ、バックアップセンターを設けることとしているか。業務データを適時にバックアップし、バックアップセンターへの切替え等の訓練を定期的に行っているか。
- ⑥ 電力供給・通信回線・公共交通機関等社会インフラの停止可能性を想定した対策が検討されているか。

（３）監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された清算機関の危機管理態勢上の課題について、十分なヒアリングを行うことや、必要に応じて法第１８４条第１項の規定に基づく報告を求めることを通じて、清算機関における自主的な改善状況を把握する。

なお、危機的状況の発生又はその蓋然性が認められる場合には、事態が改善するまでの間、当該清算機関における危機対応の状況（危機管理態勢の整備状況、清算機能の確保、参加者をはじめとする関係者への連絡状況、情報発信の

状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的に、ヒアリング又は現地の状況等を確認する等により実態把握に努めるとともに、必要に応じ法第 184 条第 1 項の規定に基づく報告徴収を行う。

Ⅲ－３－３ 事務リスク管理

（１）意義

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより清算機関等が損失を被るリスクであり、人為的ミスのほか、情報システムや内部手続等によるもの等、多様な要因によるものと考えられる。清算機関においても、事務リスクに係る管理体制を整備し、業務の健全かつ適切な運営を図ることが重要である。

（２）主な着眼点

- ① 事務リスクを特定し管理するための、適切な方針・手続等を定めているか。
また、これを定期的に検証、必要に応じ見直すこととしているか。さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ② 将来見込まれる事務処理量等も勘案し、一定のサービス水準を達成するために十分な処理能力を備えることとしているか。
- ③ 事務の一部を第三者のサービス業者等に委託・依拠する場合には、外部委託の対象先が、当該業務を清算機関が自ら行う場合に満たすべき要件を充足していることを確認しているか。
- ④ 外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められており、委託先に対する管理が十分に行えるような契約、態勢を構築しているか。

（３）監督手法・対応

清算機関における対応に問題が認められる場合には、原因及び改善策について、十分なヒアリングを実施し、必要に応じて法第 184 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、清算機関における自主的な業務改善状況を把握する。さらに、事務リスク管理態勢に重大な問題があると認められ、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、その必要の限度において法第 185 条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

Ⅲ－３－４ システムリスク管理

（１）意義

システムリスクとは、一般に、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、清算機関等が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより清算機関等が損失を被るリスクをいう。

清算機関のシステムは、清算等のために不可欠な市場の基盤そのものであり、仮にシステム障害が発生した場合には、清算機関及びシステムに接続する参加者等に損害が生じ、ひいては、商品市場全体に影響を及ぼすこととなりかねない。

このため、清算機関における堅牢なシステムリスク管理態勢の構築が重要である。

（２）主な着眼点

① システムリスクに対する認識等

- ア. 取締役会において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。
- イ. システムリスクに関する情報が、適切に経営陣に報告される体制となっているか。

② 適切なリスク管理態勢の確立

- ア. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築されているか。
- イ. 具体的基準に従い、管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。
- ウ. 自らの業務の実態やシステム障害等を把握・分析し、システム環境等に応じて、その障害の発生件数・規模をできる限り低下させて適切な品質を維持するような、実効性ある態勢となっているか。

③ システム企画・開発・運用管理

- ア. 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、取締役会の承認を受けているか。
- イ. 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。
- ウ. 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。
- エ. 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。
- オ. システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加する等、適切かつ十分にテストを行っているか。
- カ. 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

④ システム監査

- ア. システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査が行われているか。
 - イ. 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。
- ⑤ 安全対策
- ア. 安全対策の基本方針が策定されているか。
 - イ. 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。
- ⑥ 外部委託管理
- ア. 外部委託先の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。
 - イ. 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。
 - ウ. システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。
 - エ. 外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。
- ⑦ データ管理態勢
- ア. データについて機密性等の確保のため、データ管理者を置いているか。
 - イ. データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。
- ⑧ コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）
- ア. コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。
 - イ. コンティンジェンシープランは、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される態勢となっているか。
- ⑨ システム更改等のリスク
- ア. 役職員は、新規システムの構築・既存システム更改（以下「システム更改等」という。）のリスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。
 - イ. テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム更改等に伴う開発内容に適合したものとなっているか。
 - ウ. 業務を外部委託する場合であっても、清算機関自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。
 - エ. システム更改等に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。

⑩ 障害発生時の対応等

- ア. 参加者等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講ずるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業を実施することとなっているか。
- イ. 発生した障害について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講ずることとしているか。
- ウ. 障害発生時に速やかに監督当局に対する報告を行うこととなっているか。

(3) 監督手法・対応

① 問題認識時

日常の監督事務等を通じて把握されたシステムリスク管理態勢上の課題については、清算機関又はその業務委託先に対し十分なヒアリングを行うことや、必要に応じて法第184条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、清算機関における自主的な業務改善状況を把握する。また、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、その必要の限度において法第185条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

② システム更改時

清算機関がシステム更改を行う場合には、その態様に応じ、システム更改の実施に向けた具体的な計画、システム更改等のリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）、その他の事項について資料の提出を求める。なお、態様が大規模な場合には、当該システム更改の完了までの間、法第184条第1項の規定に基づく報告を定期的に求める。

(4) システム障害に対する対応

- ① システム障害の発生を認識次第、直ちにその事実の監督当局宛て報告を求めるものとする。また、復旧時及び原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも原則1か月以内（必要に応じ、適切な期間を設定する。）に現状について報告を求める。）。

（注）報告すべきシステム障害

その原因の如何を問わず、清算機関又は清算機関から業務の委託を受けた者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他参加者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

- ② 必要に応じて法第184条第1項の規定に基づく追加の報告を求め、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、その必要の限度において法第185条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、法第186条の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－３－５ 参加者の破綻等への対応手続

(1) 意義

参加者等が破綻等に陥った場合に、清算機関が、清算機能を円滑に継続するためには、担保処分、損失を補填するための財務資源の手当て、追加の財務資源の手当てが必要となった場合の対応等を、速やかに実施する必要がある。

こうした観点から、破綻等への対応については、清算機関の権限や参加者の義務等を含む手続が、明確に定められていることが求められる。また、こうした手続が実際に参加者の破綻等の際に、実務上実行可能であるかにつき、適切な検証を行うことが必要となる。

(2) 主な着眼点

- ① 参加者の破綻等の際しても、清算機関の債務履行等の業務の円滑な継続を可能とするよう、参加者の破綻等の際の財務資源の手当てその他の必要な手続について、業務方法書等において、明確に定めているか。特に、参加者の破綻等により生じる損失を補償するための財務資源の所要額及び利用順位、事前拠出型の財務資源の手当てでカバーできない損失が生じた場合の追加的徴収の権限及び割当方法について、明確に定めているか。
- ② また、参加者の破綻等への対応に関する手続について、参加者その他の関係者と協働して、定期的に検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。
- ③ 参加者の破綻等への対応に関する手続に関与する職員、参加者その他の関係者との間で、参加者の破綻等への対応マニュアルを整備し、その実行可能性を定期的に検証することとしているか。
- ④ 清算機関は、個別又は複合的な参加者の破綻等の際しても支払債務を適時に決済するための明確な規則・手続を設けているか。

(3) 監督手法・対応

参加者の破綻等への対応手続に関する問題が認められる場合には、原因及び改善策について十分なヒアリングを実施し、必要に応じて法第184条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、その必要の限度において法第185条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

Ⅲ－３－６ 担保等の管理等

（１）意義

参加者の破綻等の際に委託者保護の観点から、参加者の委託者のポジション・担保が参加者自身のポジション・担保と分別して管理されることは、重要である。さらに、委託者ごとに区分して保有・管理されることにより、各委託者は参加者や他の委託者の破綻等から保護され得ることとなる。

また、上記の前提として、参加者等から差し入れられた担保が、十分に信用力が高い資産として保全されており、また保管先において適切に管理され、危機時に清算機関が当該担保を速やかに利用可能であることが重要である。ポジションの移転（ポジション等がある当事者から別の当事者に移転すること。）についても、明確かつ有効な移転手続を規定しておくことで、参加者の破綻等の際のポジション等の移転が円滑に行われ、ストレス時の市場の混乱を抑止する効果が期待される。

（２）主な着眼点

- ① 清算機関は、参加者の破綻等に伴う支払不能時に、委託者のポジションとこれに関連する担保を安全かつ有効に保有・移転するため、分別管理及びポジションの移転を可能とするための規則及び手続を設けているか。
- ② 清算機関は、参加者の委託者のポジションを容易に特定し、関連する担保を分別管理することを可能にする口座構造を採用しているか。
- ③ 清算機関は、破綻参加者の委託者のポジション・担保を単一又は複数の別の参加者に移転するための規則及び手続を定めているか。
- ④ 清算機関は、参加者の委託者の担保が個別口座・オムニバス口座いずれにより保護されているかを含め、参加者の委託者のポジションと、関連する担保の分別管理とポジションの移転に関する規則・手続を開示しているか。

（注）

- ・ 個別口座：清算機関の参加者の委託者の担保を別々に管理する方法
- ・ オムニバス口座：特定の参加者の全ての委託者に帰属する担保を参加者の担保と分別して単一の口座に混蔵保管する方法

- ⑤ 受入れ担保の保管先について、当該者の信用力、保管手続等の管理体制、危機時における担保の利用手続等を勘案し、厳格にこれを選定することとしているか。
- ⑥ 預託を受けた担保等の運用を行う場合には、残存年限や商品性等も勘案し、流動性や信用力が高いものに限定することとしているか。
- ⑦ また、運用規模についても、市場ストレス下で迅速に換金できる範囲に限ることとし、また、預託されている証拠金等の総額、過去の最低残高・年間支払量等に照らして、一定期間清算機関に滞留するものと仮定することに合理的な見積りを行い、検証することとしているか。
- ⑧ 上記内容を含む運用方針を策定し、これを公表することとしているか。

（３）監督手法・対応

担保等の管理等に係る体制等に問題が認められる場合には、原因及び改善策について十分なヒアリングを実施し、必要に応じて法第１８４条第１項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。さらに、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、その必要の限度において法第１８５条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

Ⅲ－３－７ 参加者の階層構造等に係る留意点

（１）意義

清算機関の利用に際し、ある者（間接参加者）が他の者（直接参加者）を通じて、清算機関のシステムを利用する、階層的な参加形態が存在する。こうした階層的な参加形態は、直接参加者を通じて、より多くの参加者等に間接参加者として清算業務にアクセスすることを可能とする一方、直接参加者・間接参加者間の関係や業務プロセスの内容によっては、業務構造が複雑化され、様々なリスクが潜在化する可能性がある。清算機関においては、こうした階層的な参加形態に内在するリスクを特定し、適切な管理体制を構築していくことが必要である。

（２）主な着眼点

- ① 清算機関は、規則・手続等において、間接参加に関する基本的な情報の収集等、階層的な参加形態に係るリスクを特定し、管理するための方策を講じているか。
- ② 上記の情報収集等を通じて把握した、財務の状況に比較して間接参加者分のポジションの比率が大きい直接参加者、極めて多数の委託者の清算の受託

を行う直接参加者については、そのリスクの検証を行うこととしているか。

- ③ 清算機関は、間接参加者の破綻等により生じ得る清算機関に対するリスクを定期的に検証し、必要かつ適切な場合には、こうしたリスクの軽減措置を講じているか。

（３）監督手法・対応

参加者の階層構造等から生じるリスクの管理体制の状況に問題が認められる場合には、原因及び改善策について十分なヒアリングを実施し、必要に応じて法第１８４条第１項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。さらに、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、その必要の限度において法第１８５条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

Ⅲ－３－８ 情報開示の適切性

（１）意義

清算機関においては、参加者や参加予定者が、清算制度への参加から生じるリスクと責任を明確に認識し、十分に理解することができるよう、十分な情報を提供することが重要である。

また、参加者等への十分な情報提供の観点から、参加者等の権利・義務及びリスクに係る重要な手続等については、業務方法書等の規則・手続に明記し、併せてこれを公表することが重要である。

（２）主な着眼点

- ① 清算機関は、明確かつ包括的な規則・手続を策定し、参加者に開示しているか。また、主要な規則・手続等については、これを公表することとしているか。
- ② 上記の規則・手続等については、参加者が清算機関への参加から生じるリスクを評価できるよう、清算機関と参加者の権利・義務について明瞭な記述を行っているか。
- ③ 清算機関は、有償で行う業務と無償で行う業務とを明確にし、個別サービスの料金・内容を公表しているか。

（３）監督手法・対応

清算機関による主要な規則等の開示に問題が認められる場合には、原因及び改善策について十分なヒアリングを実施し、必要に応じて法第１８４条第１項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、その必要の限度において法第185条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

Ⅲ－４ 諸手続

Ⅲ－４－１ 業務方法書認可に係る留意点

（１）意義

業務方法書には、清算機関の業務の在り方とともに、監督当局認可を前提として、参加者の要件、清算機関が参加者に行うことのできる措置等、当該清算機関における清算制度の基本的な事項が盛り込まれている。

上記を踏まえ、清算機関においては、参加者等が、円滑な支払・清算を継続的・安定的に行うことができるよう、業務方法書の規則・手続等を明瞭に規定し、その根拠及び性質を明確化することが求められる。

（２）主な着眼点

- ① 業務方法書の作成・変更（以下「変更等」という。）に当たっては、業務方法書及び下位規則も含めた清算制度の全体が、法令等と整合的であることを確認しているか。
- ② 清算機関は、少なくとも監督当局の認可の後で、又は必要に応じ監督当局の認可の前に、当該業務方法書の変更等につき、明確かつ理解しやすい形で参加者等に開示し、必要に応じて説明することとしているか。
- ③ 清算機関は、当該説明に当たっては、参加者の破綻等の際の契約の有効性及び優先性等について、清算等の契約に係る関連法規上の根拠及び適用関係を整理して、説明することとしているか。
- ④ 外国からの参加者が存在する場合や、清算に係る担保等の資産を海外に保有している場合には、当該国の法令等を確認する等、破綻等の際に契約の有効性が損なわれることとならないか等の法令の差異に係るリスクを確認しているか。
- ⑤ 上記の確認や説明に当たっては、必要に応じ、外部の専門家を活用する等により、当該確認や説明の正確性に配慮した取扱いとしているか。
- ⑥ 業務方法書等の規則において、決済がいつの時点でファイナルとなるのか、規則・手続で明確にしているか。
- ⑦ これらの定めが、法令等と整合的であることを確認し、参加者等に、必要に応じて説明しているか。

Ⅲ－４－２ 兼業承認に係る留意点

（１）趣旨

清算機関の健全性が確保されない場合には、当該清算機関の業務の安定性が損なわれるのみならず、当該清算機関の経営不安等を通じ、商品市場等全体の健全性を損なう恐れがある。

こうした高い公共性に鑑み、清算機関には、本業以外の業務からのリスク遮断等を目的として、商品取引債務引受業等及びその附帯業務^{（注）}に専念し、原則として他業を行うことはできないものとされている（法第１７０条第２項）。

一方で、金融商品債務引受業その他商品取引債務引受業に関連する業務であって、当該清算機関が商品取引債務引受業を適正かつ確実に行うことにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについては、関連業務として、主務大臣の承認を受けて行うことができるものとされている。

（注）附帯業務の内容については、商品取引債務引受業等の目的が、債権・債務のネットティングを経て最終的にはその決済を行うことを目的としていることを踏まえ、個々の業務ごとに検証する必要があるが、例えば、債務引受けのための売買データの収集、清算対象取引に係る売買照合機能の提供、決済指図の連絡、取引証拠金の預託の受入れ及び保管等、商品取引債務引受業を円滑に遂行する上で、一体的に遂行することが必要であるものが該当するものと考えられる。

（２）承認申請

承認申請に当たっては、清算機関から、商品先物取引法施行規則（平成１７年農林水産省・経済産業省令第３号）第６７条第１項に掲げる事項を記載した承認申請書に、同条第２項に掲げる添付書類の提出を受けるものとする。

（３）承認審査

承認審査に当たっては、個々の事例に応じて、当該清算機関が商品取引債務引受業を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがないか等の観点から承認の適切性について判断する必要があるが、具体的には、以下の観点から承認審査を行うものとする。

- ① 清算機関に損失を生じさせ、経営に影響を及ぼす蓋然性が高くないか。
- ② 清算機関に及ぼすリスクが特定され、適切に管理する体制が整備されているか。
- ③ 清算業務の運営の公正性、中立性に対する信頼が損なわれる又は清算機関としての社会的信用を損なうおそれがないか。
- ④ 業務量が商品取引債務引受業の適切な運営に支障を及ぼすものではないか。

- ⑤ その業務の内容及び性質に照らして、商品取引債務引受業の円滑な運用に資するものか。

(4) 承認付与後の監督手法・対応

清算機関は、迅速・確実な決済手段を確保する重要な社会的インフラであり、他業の運営を理由として、清算機関に対する信頼を損ねること等によって本来業務の健全かつ適切な運営に支障を生じさせることのないよう、継続的なモニタリングが求められる。

他業を営むことにより本来業務の健全かつ適切な運営に支障が生じている又は生じるおそれがある場合には、十分なヒアリングを実施し、必要に応じて法第184条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。さらに、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認められるときは、その必要の限度において法第185条の規定に基づく業務改善命令等の処分を行うことを検討する。